

# 新北九州空港駐車場施設整備等事業

## 事業者選定基準

平成 1 7 年 1 月 3 1 日

大 阪 航 空 局

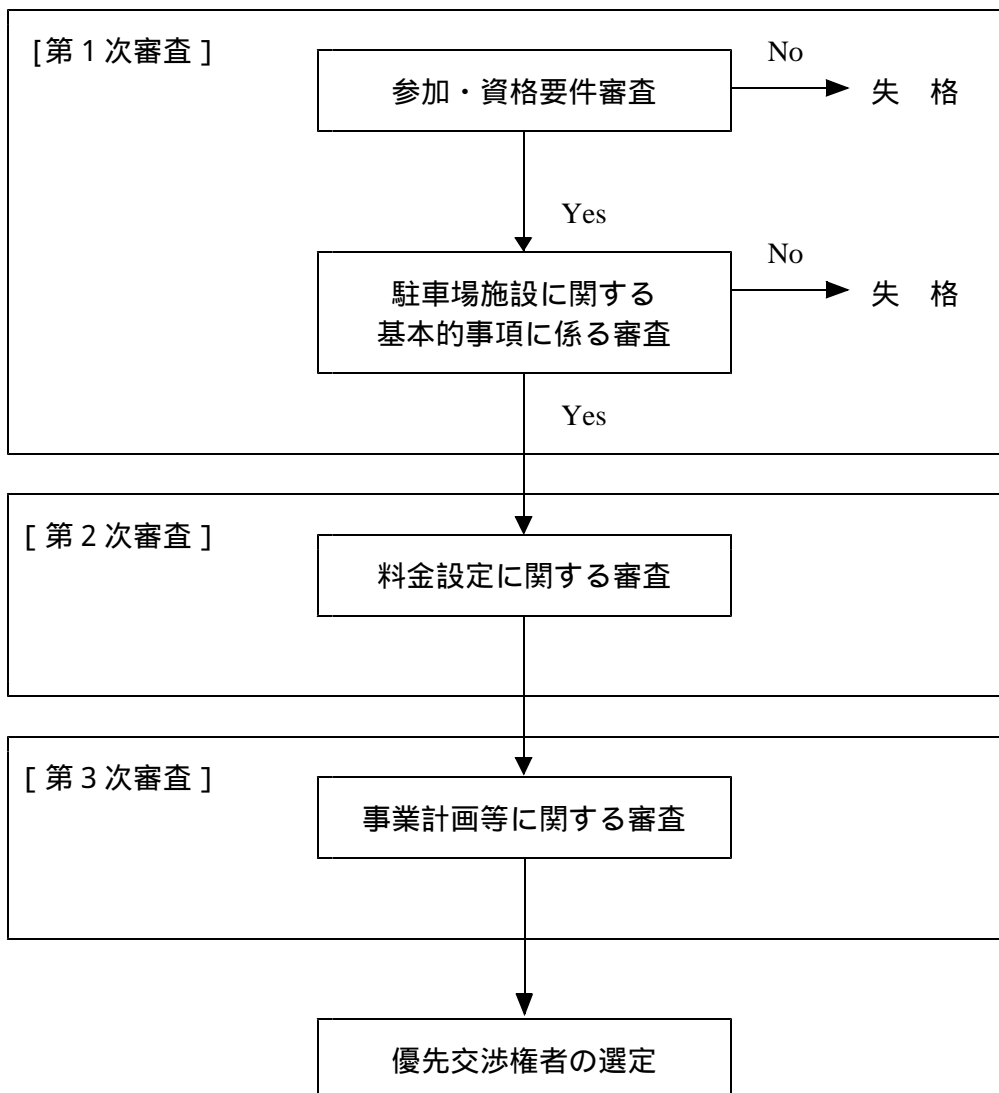
## 1 . 総則

この事業者選定基準（以下「本基準」という。）は、大阪航空局（以下「当局」という。）が「新北九州空港駐車場整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定するに当たり、「大阪航空局駐車場営業者評価選定審査会」（以下「審査会」という。）において最も優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を定めるものである。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する募集要項と一体のものである。

## 2 . 優先交渉権者選定までの流れ

事業者の選定は、三段階により実施し、第一段階は参加・資格要件及び駐車場施設に関する基本的事項に係る審査（1次審査）、第二段階は料金設定に関する審査（2次審査）、第三段階は事業計画等に関する審査（3次審査）を行う。

当局は、審査会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者等の選定を行う。



### 3. 1 次審査

第1次審査では、参加・資格要件審査、駐車場施設に関する基本的事項に係る審査を行う。

参加・資格要件の確認ができた者については、その提案内容について、駐車場施設に関する基本的事項に係る審査を行い、その審査項目をすべて満足した提案については、第2次審査に進むものとする。

参加・資格要件が確認できない者、又は駐車場施設に関する基本的事項に係る審査項目を一つでも満たしていない提案は、失格とする。

#### (1) 参加・資格要件審査

参加・資格要件審査では、応募者からの参加・資格要件確認書類等をもとに、参加・資格要件の具備を当局において確認する。

##### 1) 応募者の参加要件

応募者は単独企業等とし、以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申立をしていない者であること。

参加資格確認に必要な書類の提出期限から民間事業者の選定が終了するまでの期間に、当局から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成8年3月27日付け空経第253号）に基づく指名停止を受けていないこと。

駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）及び空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）の規定に違反し、または駐車場法及び空港管理規則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、または指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。

空港管理規則に基づく構内営業承認を受けていた者で、空港管理規則第26条の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

暴力団関係者またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないこと。

審査会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

##### 2) 応募者の資格要件

応募者は、以下の要件を満たすこと。

平成13年12月17日以前より現在まで継続して、1駐車場につき収容台数100台以上の有料駐車場を管理又は経営した実績があること。

#### (2) 駐車場施設に関する基本的事項に係る審査

駐車場施設に関する基本的事項の審査では、応募者の提案内容が当局の要求する最低限の要件として表1の審査項目を満たしていることを確認する。

表1 駐車場施設に関する基本的事項に係る審査の審査項目等

審査項目	審査基準
駐車場設置位置	駐車場予定地内における駐車場設置位置と旅客動線との関係は適切か
駐車場出入口設置位置	駐車場出入口設置位置は適切か
駐車台数	駐車台数は、周回道路内側駐車場及び身体障害者専用駐車場それぞれの必要台数を確保しているか

#### 4. 2次審査

第2次審査では、普通自動車（一般車）に係る料金設定に関する審査を行い、提案内容について順位付けを行う。

順位付けにより1位となった提案については、第3次審査に進むものとする。

##### (1) 料金体系

料金体系は次の2種類をそれぞれ提出すること。

時間料金

- ・ 課金に係る時間単位は1時間以下とする。

泊車料金

- ・ 泊車料金の課金体系としては、「泊数のみに基づく」、「足かけ駐車日数のみに基づく」、「時間料金の体系を用いて、一定時間以上24時間までは定額頭打ちとし、これを24時間ごとに繰り返す」等、事業者の自由な提案に委ねる。

##### (2) 提案料金の上限

時間料金の上限は200円とする。

泊車料金の上限は、長期泊車を想定した場合の中間の24時間分につき1,200円とする。

##### (3) 相対評価

###### 1) 普通自動車の時間料金及び泊車料金の組み合わせによる評価

1時間当たりの評価及び24時間(1日)当たりの評価に区分して評価する。

評価区分ごとに、最低料金を設定した応募者を100点とし、それ以外の料金の者については、「最低料金/各応募者料金×100」とする。

上記により算出した評価点の加重和(1時間当たり料金に係る評価点の重み:0.3、24時間(1日)当たり料金に係る評価点の重み:0.7)をもって、応募者の評価点数とする。

###### 2) 上記1)の評価において同点の場合、上記1)では評価の対象とならない部分の課金体系の差異を考慮して優劣を判断する。

#### 5. 3次審査

第3次審査では、第2次審査において評価1位及び2位の提案内容が当局の要求する最低限の要件として表2の審査基準を満たしていることを確認し、確認ができれば最優秀提案及びこれに次ぐ優秀提案として選定する。

確認ができなかった場合は、第2次審査において次順位の提案内容の審査を行うこととし、以下これを繰り返す。

表2 事業計画等に係る審査項目と審査基準

審査項目		審査基準
営業時間		・要求水準書に示す営業時間を満たしているか
事業計画	清掃作業 保守点検 安全管理 利用者対応	・各項目に係る業務を適切に実施することとしているか
資金調達	資金調達計画	・適切な資金調達計画となっているか
事業収支	建設コスト 収入 運営・維持管理費	・各項目は適切に見積もられているか

## 6. 優先交渉権者の選定

当局は、審査会による審査結果を踏まえ、最優秀提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

優先交渉権者が事業契約を締結しない場合、当局は、優先交渉権者に次ぐ優秀提案を行った者を次点交渉権者として選定する。